

氏名 <small>(法人にあっては名称)</small>	日本生命保険相互会社
住所	大阪府大阪府中央区今橋3丁目5番12号
計画期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日
基準年度(*1)	平成28年度～平成30年度(平均)

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上(特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上(特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	生命保険業(郵便保険業、生命保険再保険業を除く) (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号: 6711)
事業の概要	生命保険業(免許に基づく保険の引受けおよび資産の運用)および付随業務(他の保険会社その金融業を行う者の業務の代理または事務の代行等)

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

<p>経営会議の諮問機関として、環境保全に向けた全社的運動の展開を任務とする「環境委員会」(現在「サステナビリティ経営推進委員会」)を平成12年に設置。社長に任命された委員長が、委員会規則に基づき、本部組織のみならず、全事業所にて省エネ取組を推進している。取組状況は、各所属にて定期的に確認や見直しが行われている他、定期的に開催する「サステナビリティ経営推進委員会」においても進捗状況のチェックが行われている。</p>

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成28～平成30年度 (平均値)	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	5,932 t-CO ₂	5,813 t-CO ₂	2.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		5,813 t-CO ₂	2.0 %
目標設定の考え方	省エネ法の削減目標である年平均1%に準じ、3年度間の計画期間において基準年度(前計画期間の排出量平均値)に対し、平均値で2%の削減を目標に設定する。		

- *1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。
- *2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。
- *3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。
- *4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。
- *5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。
- *6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	平成28～平成30年度 (平均値)	令和元～令和3年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
生命保険業 (郵便保険業、生命保険再保険業を除く)	0.078	0.07644	2.0 %
			%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方	事業所の増減があっても取組み結果が適正に反映されるように延床面積を原単位の分母とし、省エネ法の削減目標である年平均1%に準じ、3年度間の計画期間において基準年度 (前計画期間の原単位平均値) に対し、平均値で2%の削減を目標に設定する。 延床面積(基準年度 (平成30年度) :90,942㎡)		

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

温室効果ガス排出量抑制のため下記項目を実施。

- ・ 不使用室や不使用区画の消灯
- ・ 共用部空調設定温度の適正化
- ・ テナントへ省エネ協力依頼ビラの配布(照明の不要箇所や不要時間帯の消灯及び間引き、未使用機器の待機電力抑制、パソコンの省エネ設定、空調設定温度の適正化等)
- ・ 省エネポスターの掲示

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(*8)の活用等)

特になし

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

本社不動産部を中心として計画的な設備更新やメンテナンス、運用の効率化および、入居テナントへの省エネルギーに対する協力依頼により温室効果ガス排出量を削減していく。

5 その他の取組

1. 環境配慮に係る取組
 かけがえのない地球環境を次世代へ継承するため、平成13年に「環境憲章」を制定し、様々な分野において環境配慮に努めている。

2. 森林保護に係る取組
 小学生を対象とした森のはたらきを学ぶ環境教育プログラムであるニッセイ「森の教室」を実施している。また、「ニッセイの森」友の会が(公財)ニッセイ緑の財団と協力して平成4年度から植樹活動を始めた「ニッセイの森」は、43都道府県に広がっている。

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。